

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（公共）

【8（8）百万円】

対策のポイント

土地改良施設の管理者が保管するPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を促進するための収集運搬等に要する経費を助成します。

<背景／課題>

- ・PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、絶縁性、不燃性などの特性により、高圧トランス・コンデンサ等の電気機器をはじめ幅広い用途で使用されてきましたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止され、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法第65号）」に基づき、平成38年度までにすべてのPCB廃棄物を処理することとされているところです。
- ・また、土地改良施設に係るPCB廃棄物については、処理期間の長期化に伴い、保管施設の老朽化によるPCBの漏えい等による環境汚染や紛失等のリスクが顕在化していることから、保管施設の補修等を行いつつ、処理期限までに確実かつ適正に処理していくことが喫緊の課題となっているところです。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>

1. PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を支援（平成38年度まで）

土地改良施設の管理者が保管する高圧トランス・コンデンサ等のPCB廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費を助成します。

2. 保管施設の補修等（平成31年度まで）

高濃度PCB廃棄物については、古いものは昭和48年から保管が始まっており、PCB廃棄物容器（トランス等）の劣化のほか保管施設の老朽化による液漏れの危険性が高まっているため、保管施設の補修等を実施し、高濃度PCB廃棄物の適正な保管を図ります。

補助率：1／2
事業実施主体：土地改良区、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3591-7073）]